

浜松市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の償還金の違約金免除に係る基準

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第17条ただし書きに規定する「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」とは、次のいずれかに該当するときとする。

- 1 災害、盗難、疾病又は負傷等の事由が発生したと認められるときで、次の各号のいずれかに該当するとき。
 - (1) 納期限までに償還金を納付することができなかったとき。
 - (2) 緊急の支出をしたとき。（おおよそ年間償還額に相当する額以上）
- 2 生活困窮であると認められるときで、次の各号のいずれかに該当するとき。
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条の規定による被保護世帯
 - (2) 前号の被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯
- 3 疾病、転職等の原因により収入が従来所得より減少したと認められるとき。（おおよそ月割償還額に相当する額以上）
- 4 借受人が死亡し、保証人又は相続人が誠意をもって償還したとき、又はこれらの者から違約金を徴収することが困難と認められるとき。
- 5 連帯借受人、保証人、相続人等が未納になっていたことをはじめて知り得たと認められるとき。
- 6 生活困窮のなかで償還が完了し、償還に対し努力したと認められるとき。
- 7 支払猶予事由に該当すべき者がやむを得ない理由で申請手続を遅延していたと認められるとき。
- 8 事務処理上、納入通知書が遅延していたと認められるとき。
- 9 その他、市長が特に免除することが適当であると認められるとき。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年10月1日から施行する。